① 栄養成分表示

原則として、一般消費者に販売するすべての加工食品に、栄養成分表示が義務付けられています。

MEMO

次の事業者については、栄養成分表示を省略できます。

- 消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者(課税売上高が1000万円以下)
- 当分の間は、中小企業基本法に規定する小規模企業者(おおむね常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者)
- ※省略できる事業者であっても、卸先によっては表示の必要がある場合もありますので確認が必要です。(例:スーパーマーケット、デパート等)

また、次の食品は栄養成分表示を省略することができます。

- 容器包装の表示可能面積がおおむね30c㎡以下の小さな食品
- 酒類
- 栄養の供給源として寄与の程度が小さい食品(ミネラルウォーター、茶、香辛料など)
- 極めて短い期間で原材料が変更される食品 (日替わり弁当など)

ア 表示方法

- 容器包装を開かないでも容易に見ることができるよう、容器包装の見やすい箇所に定められた様式で表示します。
- 表示に用いる文字は、原則8ポイント以上の大きさの文字を使用します。

イ 表示項目と順番

- 栄養成分表示を行う場合は可食部分の1単位(100g、100ml、 1食分、1包装など)当たりの熱量と栄養成分の量を記載します。1食 分である場合は、1食分の量を併記して表示します。
- 義務表示の5項目(※熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量) は必ず記載します。
- 義務表示の5項目のみを表示する場合は、右記の順番通りに表示します。
- 項目に用いる名称は下記のように表示することも可能です。

○熱量→エネルギー ○たんぱく質→蛋白質・タンパク質・たん白質・たんぱく・タンパク ○ナトリウム→Na ○カルシウム→Ca ○鉄→Fe ○ビタミンA→V.A(その他ビタミンも同様)

• 定められた様式の表示が困難な場合は、下のように横に並べて記載することも可能です。

栄養成分表示(Og当たり)/熱量Okcal、たんぱく質Og、脂質Og、 炭水化物Og、食塩相当量O.Og

- 栄養成分等の表示単位については $kcal \rightarrow +$ $Lal \rightarrow +$
- 表示値の最小表示の位は、熱量及び各栄養成分で定められています。熱量・たんぱく質・ 脂質・炭水化物は1の位、食塩相当量は小数第1位まで表示します。なお、これより下の 位まで表示することも可能です。

栄養成分表示		
【●●g当たり】		
熱量	Okcal	
たんぱく質	Og	
脂質	Og	
炭水化物	Og	
食塩相当量	O.Og	

• 義務表示5項目を含め、以下に記載している栄養成分については下記の表示例に沿って、 決められた順番で枠内に記載をします。

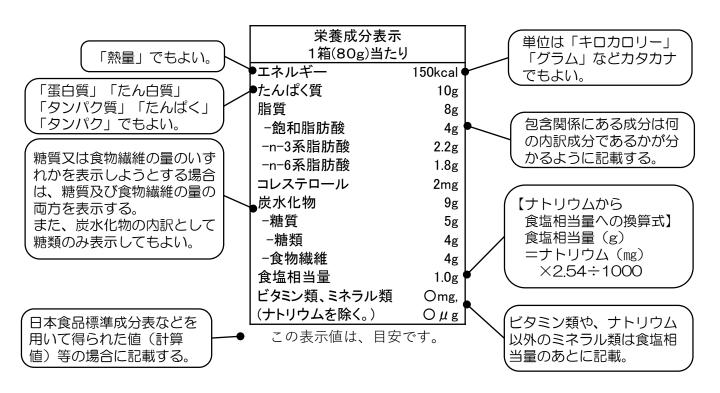
熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類(単糖類又は二糖類であって糖アルコールでないものに限る)、食物繊維、ミネラル類(亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム[食塩相当量で表示]、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ヨウ素、リン)、ビタミン類(ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸)

ウ 栄養成分表示の設定

含有量は、分析による値だけでなく、日本食品標準成分表などを用いて得られた計算値などを 表示することができます。この場合次の注意が必要です。

- 場合によって、「この表示値は、目安です。」または「推定値」と表示し、分析値と一致しない可能性を示します。
- 表示した値の根拠資料(計算方法、原材料の配合量、調理加工工程表、重量変化率、引用したデータベース等)を保管します。

※ただし、栄養強調表示を行う場合は推定値等の表示は認められません。(一般用生鮮食品において栄養強調表示をする成分以外の栄養成分及び熱量は除く。)



3 加工食品の表示例 ※栄養成分表示は省略しています。

【乾しいたけ】

名 称	乾しいたけ(スライス) ●
原材料名	しいたけ(菌床) ●
原料原産地名	国産
内 容 量	100g
賞味期限	令和△年△月
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて保存 してください。
製造者	□□ □□ □□ □□ □ □ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□

薄切りしたものはカッコ書きで 「スライス」と記載。

「原木」「菌床」の別を記載。

しいたけ加工品の原料原産地は植菌地 (輸入菌床の場合は植菌した国名)を記載。

きのこの加工品は計量法の特定商品のため 重量を表示。

【切り干し大根】

名 称	切り干し大根
原材料名	大根
原料原産地名	山形県産
内 容 量	50g ←
賞味期限	令和△年△月
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて保存 してください。
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1

「国産」でもよい。

乾燥野菜は計量法の特定 商品のため重量を表示。



【細竹水煮(瓶詰)】

名 称	細竹・水煮
原材料名	細竹(山形県産)
添加物	酸化防止剤(ビタミンC)
固形量	235g
内容総量	425g
賞味期限	底面に表示
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1
製造所	山形県○○市■■町2-2-1

固形物に充てん液を加えて缶や瓶に密封 した場合は、「固形量」と「内容総量」 を記載する。

常温で保存すること以外に留意事項がない場合は、「保存方法」の欄を省略できる。

表示責任者が製造者で、製造所の所在地を 表示する場合、枠外すぐ下に記載。

【ぜんまい水煮】

名 称	ぜんまい水煮
原材料名	ぜんまい / pH調整剤
原料原産地名	山形県産
固形量	235g ←
賞味期限	令和△年△月
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□ □□ □□ □□ □ □ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□

ー括名での表示が認められている添加物の場合は、物質名を記載する必要はない。

「/」で原材料と添加物を区別した場合の例。

「国産」でも良い。

充てん液を除いた重量を記載する。 固形物に充てん液を加えて缶・瓶以外のも のに密封した場合は、事項名を「固形量」 とすることができる。

【もち粉】

名 称	もち粉
原材料名	も5米(国産) ←
内 容 量	250g
賞味期限	令和△年△月
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて保存 してください。
製造者	□□□□□ 山形県○○市△△町1−1

、 米トレーサビリティ法により、 もち米の原産地表示が必要。

粉類は計量法の特定商品のため 重量を表示。

【みそ】

名 称	米みそ
原材料名	米(山形県産)、大豆、食塩 ←
添加物	調味料(アミノ酸等)、保存料(ソルビン酸)
内 容 量	500g ←
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	直射日光を避けて15℃以下で保存してく ださい。
製造者	□□ □□ □□ 山形県○○市△△町1−1

名称は「米みそ」「麦みそ」「豆みそ」 「調合みそ」のいずれかを記載する。

遺伝子組換え大豆を使用した場合はその旨を表示する。

みそは計量法の特定商品のため重量を表示。

【豆腐】

名 称	木綿豆腐
原材料名	丸大豆(国産(山形県産、北海道産)、中 国産)
添加物	凝固剤(塩化マグネシウム) ●
内 容 量	250g
消費期限	令和△年△月△日
保存方法	冷蔵庫(10°C以下)で保存してください。
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1

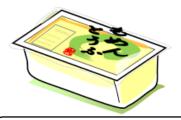
山形県産50%、北海道産30%、中国産20%の場合の表示例。(国産、中国産)や (山形県産、北海道産、中国産)でもよい。

凝固剤について「塩化マグネシウム (にがり)と表示することもできる。 ただし「にがり」だけの表示は不可。

「1丁」等でも良い。内容量が外見上容易に わかる場合は省略してもよい。

【生切り餅】

名 称	生切り餅
原材料名	水稲もち米(山形県産)、もち米粉(もち米 (国産))
内 容 量	250g
賞味期限	枠外上部中央に表示 ◆
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存 してください。
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1



もちは計量法の特定商品のため重量を表示。

欄外に記載する場合は、表示箇所を 具体的に記載する。

【みそもち】

名 称	みそもち
原材料名	もち米(山形県産)、砂糖、みそ(大豆・小麦を含む)/調味料(アミノ酸等)
内 容 量	225g
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存 してください。
製造者	□□ □□ □□ 山形県○○市△△町1−1

調理が必要なもちは、計量法の特定 商品である「もち」に含まれるため、 重量を表示。

【はちみつ】

名 称	はちみつ
原材料名	はちみつ(国産)
内 容 量	200g
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて常温 で保存してください。
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1

1歳未満の乳児には与えないでください。

○公正競争規約にも取り決めがあるため注意が必要です。

「国産」と表示する場合は、原料蜜 のすべてが国内で採蜜されたもので あること。

はちみつは計量法の特定商品のため重量を表示。

| |乳児ボツリヌス症予防のための |注意を表示。

はちみつ

【ジャム】

名 称	いちごジャム ●
原材料名	いちご(アメリカ又は日本)、糖類(砂糖、 水あめ)
添加物	ゲル化剤(ペクチン:リンゴ由来)、酸味料●
内 容 量	170g
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避け常温で 保存してください。
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1

使用上の注意 開栓後は冷蔵庫で保存してください。 ※いちごの産地は令和4年の使用実績順 ′1種類の果実(○○)を使用したものは「○ ○ジャム」と、2種類以上の果実等を使用し、 たものは「ミックスジャム」とする。

ゲル化剤は用途名と物質名を併記する。 、添加物のアレルゲンも忘れずに表示する。

ジャムは計量法の特定商品のため重量を表示。

又は表示の場合は一定期間の産地別 使用実績の断り書きが必要。

【果実飲料】

名称	りんごジュース(ストレート)
原材料名	りんご(山形県産) / 酸化防止剤(ビタミンC) ●
内 容 量	700ml
賞味期限	令和△年△月
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて保存し てください。
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1

○果実飲料とは、果実ジュース、果実ミックスジュース、 果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース、果 汁入り飲料のことです。それぞれの定義を食品表示基準で 確認し、該当する名称を記載します。 りんごの搾汁のみを使用したものは「ストレート」とカッコ書きする。 砂糖類や蜂蜜を加えた場合は「りんご ジュース(加糖)」と表示する。

酸化防止剤は用途名と物質名を併記。

飲料は計量法の特定商品のため、 重量か体積を表示。

【ク<u>ッキー】</u>

名 称	クッキー(ごま味) ●-
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、 ショートニング、脱脂粉乳、鶏卵、ごま、食 塩
添加物	膨張剤、香料
内 容 量	5枚
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて保存。
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1

「クラッカー」等と一般的な名称で記載する。

中間加工原材料には製造地を表示。 小麦粉は「小麦」の拡大表記、鶏卵は「卵」の代替表記として認められているので、改めて「〇〇を含む」というアレルギー表示は必要ない。 ただし、一括表示する場合は、 「(一部に小麦・卵・乳成分・ごまを含む)」と表示が必要。

【くじら餅】

名称	くじら餅
原材料名	もち米(国産)、砂糖、みそ、醤油、くるみ、● ごま、(一部に大豆・小麦・くるみを含む)
内 容 量	1本 •
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1

 和生菓子の名称は、「どら焼」「さくらもち」「だいふく」「蒸しようかん」「だんご」等、一般的な名称を記載する。「生菓子」「和生菓子」等でもよい。

くるみも忘れずに表示する。

「〇個」「〇g」等でもよい。



表示責任者が販売者の場合、製造者名と製造所所在地を欄外に記載する。

【蒸しまんじゅう】

名 称	蒸しまんじゅう	
原材料名	つぶあん(山形県〇〇市製造)、小麦粉 重曹	
内 容 量	6個	
賞味期限	令和△年△月△日	
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて保存してください。	
製造者	□□ □□ □□ □形県○○市△△町1−1	

「まんじゅう」「あんまんじゅう」等と 一般的な名称を記載する。「生菓子」 「和生菓子」等でもよい。

主原料が中間加工原材料の場合は、製造地を標記。「重曹」は添加物なので、改行により原材料と明確に区分して記載する。

小麦粉は「小麦」の拡大表記として認められているので、改めて「小麦を含む」というアレルギー表示は必要ない。



【しそ巻き】

名 称	しそ巻き
原材料名	みそ(大豆を含む、遺伝子組み換え不分別)(国内製造)、しその葉、砂糖、ごま、植物油 / 調味料(アミノ酸等) ◆
内 容 量	12個
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて保存してください。
製造者	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

、そうざいの名称は、「煮豆」「煮物」 「コロッケ」等、一般的な名称を記載 、する。「そうざい」でもよい。

「/」で原材料と添加物を区分した場合の表示例。

そうざいの内容量は、Og、1食、1人前、 1個等で表示する。内容量が外見上容易に わかるものは省略することができる(計量 法の特定商品を除く)。

【にしん昆布巻】

名 称	にしん昆布巻
原材料名	昆布(国産)、にしん、かんぴょう、しょうゆ、 みりん、発酵調味料、食塩 / 調味料(アー ミノ酸等)、(一部に小麦・大豆を含む)
	ミノ阪寺/、(一部に小友・人立を含む)
内 容 量	230g
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	□□ □□ □□ □形県○○市△△町1−1

原材料名欄に添加物も記載し、アレルゲンを一括表示した場合の表示例。

海藻加工品は計量法の特定商品のため、重量を表示。

【五目豆】

名 称	五目豆
原材料名	大豆(輸入)、人参、蓮根、しいたけ、ごぼう、 砂糖、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、酒、み りん、ごま油、食塩/調味料(アミノ酸等)、 乳化剤(大豆由来)
内 容 量	150g
消費期限	令和△年△月△日
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	□□□□□ 山形県○○市△△町1-1

「そうざい」でもよい。

3カ国以上の外国原産地を輸入と括って表示できる「大括り表示」。 使用した調味料のアレルゲンや添加物も 忘れずに表示する。

そうざいの中にも、「煮豆」「佃煮」「き のこ加工品」「塩辛製品」等、計量法の特 定商品のため、重量を表示しなければなら ないものがあるので注意。

【おにぎり(こんぶ)】

名 称	おにぎり
原材料名	ご飯(米(山形県産))、昆布佃煮(大豆 ✓ 小麦を含む)、のり(国産) ✓ 調味料 Q (アミノ酸等)、酸味料、増粘多糖類、甘味 料(甘草)
消費期限	令和△年△月△日
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1-1

米トレーサビリティ法により、ご飯の原料米の産地表示が必要。「ご飯(米(国産))」でもよい。おにぎりののりは原産地表示が必要。

「昆布佃煮」は複合原材料だが、名称から その原材料が明らかであるため、原材料の 表示を省略できる。ただし、アレルゲンや 添加物の表示は省略できない。

内容量が外見上容易にわかるものは省略す ることができる。

【弁当(透明な容器入りのもの】

名 称	幕の内弁当
原材料名	ご飯(米(国産))、おかず、(一部に小麦・卵・大豆・さけ・えび・鶏肉を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カロチノイド)、香料、膨張剤、甘味料(甘草) ♥ 保存料(ソルビン酸K)
消費期限	令和△年△月△日 20時
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	□□ □□ 山形県○○市△△町1−1

○外部から見て、その原材料がわかるおかずについては、他にも簡素化して表示する方法があります。透明な容器に入っていても、外観から原材料がわからないおかずについては簡素化できません。

弁当類の名称は、「のり弁当」「とんかつ 弁当」「かまめし」「いなりずし」等、一 般的な名称を記載。「弁当」でもよい。

外部から見て、その原材料がわかるおかずについては、すべてまとめて「おかず」と表示することができる。

ただし、アレルゲンや添加物は省略できない。

弁当やそうざいは、必要に応じて時間まで 表示したほうがよい。

≪農産物漬物の表示のポイント≫

農産物漬物には、表示方法が個別で定められています。



ア 名称

- 農産物漬物は、種類によって使用できる名称が決まっています。
- 1種類の原材料を漬けたものは、その名称を頭につけることができます。 例)きゅうりしょうゆ漬
- 薄切りしたものには、名称の後に(薄切り)、刻んだり小切りにしたものは(刻み)と表示します。
 - 例) たくあん漬(薄切り)、しょうゆ漬(刻み)

イ 原材料名/添加物

原材料名は、①漬けた原材料、②漬け原材料、③添加物の順で記載します。

- ① 漬けた原材料(なす、きゅうり、大根など) 漬けた原材料が5種類以上の場合、重量割合の高いものから4種類以上を記載し、その 他の原材料を「その他」と記載できます。(内容重量が300g以下の場合は、3種類以 上を記載し、その他を「その他」と記載。)
- ② 漬け原材料

調味液など漬けた原材料以外の原材料は、「漬け原材料」と記載した次にカッコ書きで 重量割合順にすべて記載します。

③ 添加物

使用した添加物を重量割合順に記載します。原材料と明確に区分して記載する必要があります。(8ページ参照)

【農産物漬物の名称・原材料名・添加物の表示例】

名 称 たくあん漬

原材料名 だいこん、漬け原材料(食塩、ぬか類、●

ぶどう糖果糖液糖)/酒精、ソルビトール、調味料(アミノ酸)、・・・ ●

定められた名称(次ページ参照)

漬けた原材料のあと、「漬け原材料」と記載しカッコ書きで漬け原材料に占める重量割合順に表示する。

「/」で原材料と添加物を区分

ウ原料原産地名

- 原料原産地名は、重量割合の高い農産物又は水産物の上位4位(内容量300g以下の場合、上位3位)までのもので、かつ、重量割合が5%以上のものについて記載します。
- 原料原産地名は、次のように表示します。
 - ○国産品の場合→「国産」(都道府県名、市町村名等でも可)
 - ○輸入品の場合→「原産国名 |

工 内容量

- 計量法の規定により、内容量は重量 (g・kg) を表示します (原則「調味液を除いた重量」)。例えば、かす漬けやみそ漬けなら酒かすやみそ等を除いた重量を記載します。
- ふくじん漬けや薄切り、細刻、小切りにしたものについては、調味液も含めた重量を記載します。

- 農産物漬物の定義と名称 -

△ 粘	ф ¥	夕 牡	
分 類	定 義 1 農産物漬物のうち、ぬか類に砂糖類又は塩等を加えたもの	名 称	
農産物ぬか漬け類	1	ぬか漬	0
たくあん漬け	農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ(天日干しで水分を除くこと。)又は塩押し(塩漬けにより水分を除くこと。)により脱水しただいこんを漬けたもの	たくあん漬	0
農産物しょうゆ漬け類	1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、み りん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等 を加えたものに漬けたもの	しょうゆ濱	0
ふくじん漬け	農産物しょうゆ漬け類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ、しいたけ若しくはとうがらしを細刻したもの又はしその実若しくはごまのうち5種類以上の原材料を主原料とし漬けたもの	ふくじん漬	
農産物かす漬け類	農産物漬物のうち、酒かす又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの(以下「酒かす等」と総称する。)に漬けた もの	かす漬	0
なら漬け	農産物かす漬け類のうち、酒かす等を用いて漬け替えることにより、塩抜き又は調味したものを、仕上げかす(最終の漬けに用いる酒かす等をいう。)に漬けたもの	なら漬	0
: :刻みなら漬け :	農産物かす漬け類のうち、なら漬けを細刻したものを酒かす 等と練り合わせて漬けたもの	刻みなら漬	ļ
: わさび漬け	農産物かす漬け類のうち、わさびの根茎、葉柄等を細刻した ものを酒かす等と練り合わせて漬けたもの	わさび漬	
山海漬け	農産物かす漬け類のうち、農産物を細刻したものに水産物を加えたものを、酒かす等にからし粉、粉わさび等を加えたものと練り合わせて漬けたもの	山海漬	
農産物酢漬け類	1 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に砂糖類、ワイン、香辛 料等を加えたものに漬けたもの	酢漬	0
らっきょう酢漬け	農産物酢漬け類のうち、らっきょうを主原料とするものを漬けたもの	らっきょ う酢漬 又は らっきょう甘酢漬	
しょうが酢漬け	農産物酢漬け類のうち、しょうがを主原料とするものを漬け たもの	しょうが酢漬 又は しょうが甘酢漬	0
農産物塩漬け類	1 農産物漬物のうち、塩に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、塩に砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等を 加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの	塩漬	0
: :梅漬け(小梅を使用 :したもの) :	農産物塩漬け類のうち、梅の果実を漬けたもの又はこれを梅酢若しくは梅酢に塩水を加えたものに漬けたもの(しその葉で巻いたものを含む。)	梅漬(小梅漬)	
梅干し(小梅を使用 したもの)	梅漬けを干したもの	梅干(小梅干)	
: 調味梅漬け(小梅を 使用したもの) :	梅漬けを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等又はこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの(しその葉で巻いたものを含む。)	調味梅漬(調味 小梅漬)	
: :調味梅干し(小梅を :使用したもの) :	梅干しを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等若しくはこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの又は調味梅漬けを干したもの(しその葉で巻いたものを含む。)	調味梅干 (調味 小梅干)	
農産物みそ漬け類	農産物漬物のうち、みそ又はこれに砂糖類、みりん漬け類、香辛料等を加えたもの(以下「みそ等」と総称する。)に漬けたもの	みそ漬	0
農産物からし漬け類	農産物漬物のうち、からし粉にからし油、粉わさび、砂糖類 みりん等を加えたものに漬けたもの	からし漬	

農産物こうじ漬け類	農産物漬物のうち、こうじ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの又はこれにぶり、さけ等の水産物を加えて漬けたもの	こうじ漬	0
べったら漬け	農産物こうじ漬け類のうち、だいこんを漬けたもの	べったら漬	0
農産物もろみ漬け類	農産物漬物のうち、もろみ又はこれに砂糖類、しょうゆ等を加えたものに漬けたもの	もろみ漬	
農産物赤とうがらし漬け類	農産物漬物のうち、赤とうがらし粉、赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを細刻、小切り若しくは破砕したものを加えたもの(以下「赤とうがらし粉等」という。)又はこれらににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類、だいこん以外の野菜、果実、ごま、ナッツ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉、小麦粉等(以下「赤とうがらし粉等以外の漬け原材料」という。)を加えたものに漬けたもの(赤とうがらし粉固有の色沢を有するものに限る。)	赤とうがらし漬	0
はくさいキムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬け、水洗及び水切りしたはくさいを主原料として、赤とうがらし粉等のうち、にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを使用したもの(ただし、にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類のうち、2種類以上を使用したものに限る。はくさい以外の農産物キムチの項において同じ。)又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたもの	はくさいキムチ 又は キムチ	0
はくさい以外の農産物 キムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬け、水洗及び水切りしたはくさい以外の農産物を主原料として、赤とうがらし粉等のうち、にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを使用したもの又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたもの	農産物キムチ	 ©
上記以外の農産物漬物類		漬物	0

※右端欄に◎印のあるものは、薄切り、細刻、小切りしたものについて(薄切り)や(刻み)の表示が 必要です。

【なす漬け】

名 称	なす塩漬 ●
原材料名	なす、漬け原材料(食塩、みりん)
添加物	ソルビット、調味料(アミノ酸等)、酸味料、 みょうばん、酸化防止剤(V.C)、硫酸第一 鉄
原料原産地名	国産
内容量	300g ●
賞味期限	令和○年○月○日 ●
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□ □□ 山形県○○市○○町1-2

定義に合う漬物の名称を記載する。 「塩漬」でもよい。

原材料名欄に「なす(国産)」でもよい。

調味液を除いた重量。

常温保存以外の場合は具体的な温度も表示。

【おみ漬け】

名 称	しょうゆ漬(刻み)			
原材料名	青菜、大根、にんじん、しその実、みょうが、 こんぶ、漬け原材料(しょうゆ(小麦・大豆を 含む)、食塩、砂糖、本みりん)			
添加物	調味料(アミノ酸等)、酒精、酸味料			
原料原産地名	山形県産(青菜、大根)、国産(にんじん) ◆			
内 容 量	200g			
賞味期限	令和〇年〇月〇日			
保存方法	要冷蔵(10℃以下)で保存			
製造者	□□ □□ 山形県○○市○○町1-2			

薄切り、細刻、小切りしたものは、 名称の次にカッコ書きで「薄切り」 又は「刻み」と記載する。

内容量が300g以下なので、重量割合が 上位3位まで、かつ5%以上のものの原 料原産地名が必要。

細刻したものなので、調味液を含めた 重量を表示。

【青菜漬け】

名 称	青菜しょうゆ漬			
原材料名	青菜(山形県産)、漬け原材料(しょうゆ(小 ◆ 麦・大豆を含む)、食塩、砂糖) / 調味料(アミノ酸等) ←			
内 容 量	200g			
賞味期限	令和〇年〇月〇日			
保存方法	要冷蔵(10℃以下)で保存			
製造者	○○加工所 代表 □□ □□ ← 山形市○○町3-3 ●			

「しょうゆ漬」でもよい。

原料原産地は「青菜(国産)」でもよい。

使用する調味料の原材料にアレルゲンや添加 物が表示されていたら、忘れずに記載する。

法人格がない団体の場合、個人名 の記載が必要。

県名を省略できるのは、県庁所在地だけ。

【梅干し】

名称	梅干		
原材料名	梅、しそ、漬け原材料(食塩) / 調味料(アミノ酸等)		
原料原産地名	山形県産(梅、しそ)		
内 容 量	量 200g		
賞味期限	令和〇年〇月〇日		
保存方法	直射日光を避けて保存してください。		
製造者	□□□□□ 山形県○○郡○○町2−3		

「/」で原材料と添加物を区分した場合の表示例。

塩漬け類の場合、しそを除いた重量を記載する。調味梅漬け・調味梅干しの細刻したしそ、かつお削りぶし等はそれを含めた重量を記載する。

【白菜キムチ】

名 称	はくさいキムチ
原材料名	白菜(国産)、漬け原材料(赤唐辛子粉、食塩、しょうが、にんにく、にら、砂糖) / 調味料(アミノ酸等) ●
内 容 量	240g
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	□□□□ 山形県○○市△△町1−1

「キムチ」でもよい。薄切りにした 場合は(薄切り)、細刻や小切りに したら(刻み)と記載。

漬け原材料は省略できないので、使用したものをすべて記載する。

【たくあん漬け】

名 称	たくあん漬
原材料名	だいこん、漬け原材料(食塩、米ぬか)
添 加 物	調味料(アミノ酸等)、着色料(黄4)
原料原産地名	山形県産(だいこん)
賞味期限	令和〇年〇月〇日
内 容 量	280g
保存方法	冷蔵庫(10°C以下)で保存してください。
製造者	□□ □□ 山形県○○市○○町1-2

「たくあん漬」と表示できるのは ぬか漬け類に該当する。

「漬物の素」を使用した場合は、その商品に表示された原材料、添加物、アレルゲンを原則すべて書き出す。

よくある質問

- 加工食品の消費期限や精米の精米時期等を一括表示欄外に表示することはできますか。
- 加工食品の消費期限・賞味期限や原料原産地名、また精米・玄米の産年や精米時期について、あらかじめ一括表示枠内に表示することが困難な場合には、一括表示欄の該当する欄に表示箇所を記載すれば、他の箇所に表示することができます。

この場合、単なる「欄外に記載」「枠外記載」ではなく、「欄外右側に記載」「反対面下部に表示」等具体的な表示箇所を記載してください。

- 山形県産の原材料を使用していることを表示してもよいですか。
- トライン 特定の原産地のもの、特定の品種・銘柄のもの等「特色のある原材料」を使用したことを強調して表示する場合には、「山形県産口口 10%使用」のように使用割合を 併記します。

表示する割合は、表示する特色のある原材料の①製品に占める割合、又は②特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合、のいずれかです。 なお、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができます。

- 製造所固有記号とは何ですか。
- A 食品表示基準では、「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」の表示を義務付けています。この「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」の表示を、あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有記号の表示をもって代えることができる制度が製造所固有記号制度です。

製造所固有記号の表示は、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合にのみ認められます。

製造所固有記号を使用する場合には、「十」を冠して表示し、応答義務として次のいずれかの事項を表示します。

- ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等
- ③ 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地



どのように、消費期限や賞味期限を設定するのですか。



期限の設定を適切に行うためには、食品等の特性、品質変化の要因や原材料の衛生 状態、製造・加工時の衛生管理の状態、容器包装の形態、保存状態等の当該食品に関 する知見や情報を有している必要があることから、表示責任者である食品関連事業者 が期限の設定を行うことになります。

このため、食品関連事業者において、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等を含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定する必要があります。

詳しくは「食品期限表示の設定のためのガイドライン」や食品製造業者等の業界団体が作成した期限の設定に関するガイドライン等を参考にしてください。



小規模の事業者 (注) が消費者に販売する食品は、栄養表示をしようとする場合を除き、 栄養成分の量及び熱量の表示を省略することができますが、小規模の事業者が製造し、 小規模でない事業者が販売する場合も、栄養成分の量及び熱量の表示を省略すること ができますか。

(注) 小規模の事業者とは以下のいずれかに該当する者です。

- ・消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者
- ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者



小規模の事業者が製造した食品を小規模でない事業者が販売する場合は、栄養成分の 量及び熱量の表示を省略することはできません。この場合、製造者(小規模の事業 者)が必ず栄養成分の量及び熱量の表示を行う必要はなく、販売する者(小規模でない 事業者)が表示しても差し支えありません。(詳細はホームページ掲載の別紙参照)

食品表示に関する法令等

法 律 名	目的	表示対象	主な表示義務事項
食品表示法	食品を摂取する際の安全性の確保・自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保	販売されるすべての飲食料品	[生鮮食品]名称、原産地等 [加工食品]名称、原材料名、添加物、 アレルゲン、遺伝子組換え、原料原 産地名、内容量、消費・賞味期限、 保存方法、製造者等、栄養成分等 [その他]機能性表示食品等
健康増進法	国民の栄養の改善と健康の増進	消費者庁長官の許可を受けた食品	【特別用途食品】乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等に適するという特別の用途について表示できる。
		食品として販売する物	【誇大表示の禁止】健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させる表示を禁止。
景品表示法 (不当景品類及び不当 表示防止法)	公正な競争の確保・一般 消費者の利益の保護	事業者が自己の供給する商 品等について行う広告その他 の表示	【不当表示の禁止】実際のものより 著しく優良又は有利であると誤認さ せる表示等を禁止。
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の 危害発生の防止	食品、添加物、器具、容器包装	【虚偽表示等の禁止】公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽又は誇大な表示・広告を禁止。
計量法	適正な計量の実施の確保	第13条に規定する特定商品 (容器包装されたもの)	内容量、表記者の氏名・名称、住所
米トレーサビリティ法 (米穀等の取引等に係る情報の記録及び産 地情報の伝達に関する法律)	米穀等に関し、食品として の安全性を欠くものの流 通防止・産地情報の提供 の促進	米穀、中間原材料、米加工品	取引等の記録の作成・保存。消費者への産地情報の伝達。
牛肉トレーサビリティ法 (牛の個体識別のため の情報の管理及び伝 達に関する特別措置 法)	牛海綿状脳症のまん延の 防止・牛肉に係る個体識 別のための情報提供の促 進	国内で飼養された牛の肉で消費者へ食用に販売・提供されるもの	個体識別番号
JAS法 (農林物資の規格化等 に関する法律)	農林物資の品質改善、生 産合理化、取引の単純公 正化、使用・消費の合理 化	日本農林規格(JAS規格)によ る格付け検査に合格した飲食 料品、農林畜水産物等	JASマークの貼付が認められる。

【公正競争規約】

景品表示法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けて、事業者団体等が表示等について自主的に決定したルール。果実飲料等、みそ、ドレッシング類、はちみつ類、トマト加工品など、様々な種類の食品について規約が定められている。

【特別栽培農産物表示ガイドライン】

農薬や化学肥料を削減して栽培された農産物に関するルールが示されている。本ガイドラインにおいて、「無農薬」「減農薬」「無化学肥料」「減化学肥料」の表示が禁止されている。

特別栽培農産物表示ガイドライン: https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html

食品表示に関する情報

◆食品表示について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/

◆食品表示法等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

・食品表示法

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201 231010 01.pdf

- · 食品表示基準
 - https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201 250328 1013.pdf
- 食品表示基準Q&A (統合版)(最終改正:令和7年3月28日消食表第290号)
 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201 250328 1030.pdf
- ◆安全や衛生に関する表示の制度について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/

- ・食品の期限表示に関する情報
- ・食品添加物表示に関する情報
- ・アレルギー

筀

◆品質等選択に役立つ表示の制度について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/

- ・新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報
- ・遺伝子組換え表示制度に関する情報

等

- ◆健康や栄養に関する表示の制度について
- ・食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン(第5版令和7年4月) https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declearation/business/ assets/food_labeling_cms206_250403_12.pdf
- ・機能性表示食品の届出等に関するガイドライン

(最終改正:令和5年9月29日消食表第543号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/assets/foods_with_function_claims 230929_0002.pdf

食品表示についてのお問合せ先

■品質に関する事項 (名称、原材料、原産地、内容量等の表示について)

〇村山総合支庁 農業振興課 023-621-8143

〇最上総合支庁 農業振興課 0233-29-1315

〇置賜総合支庁 農業振興課 0238-26-6051

〇庄内総合支庁 農業振興課 0235-66-5521

■衛生に関する事項 (添加物、アレルゲン、期限表示等の表示について)

〇村山保健所 生活衛生課 023-627-1185

〇最上保健所 生活衛生室 0233-29-1261

○置賜保健所 生活衛生課 0238-22-3740

○庄内保健所 生活衛生課 0235-66-4934

〇山形市保健所 生活衛生課 023-616-7280

■保健に関する事項 (栄養成分等の表示について)

〇村山保健所 地域健康福祉課 023-627-1183

〇最上保健所 地域健康福祉課 0233-29-1267

〇置賜保健所 保健企画課 0238-22-3004

O庄内保健所 保健企画課 0235-66-5476

〇山形市保健所 健康増進課 023-616-7273

本ハンドブックに関するお問合せ先

山形県防災くらし安心部 食品安全衛生課 食品衛生企画担当 ☎023-630-2621

直売所のための食品表示ハンドブック 令和7年4月版